

東京都セーフティネット住宅における見守りサービス支援モデル事業

下記全ての条件に該当する方は、
『見まもっTELプラス』の月額利用料の半額を東京都が補助します。

<条件>

- 60歳以上の単身者
- セーフティネット住宅として登録されている物件の入居者

※入居者および貸主の方にアンケートのご協力をお願いします。



対象期間：令和3年3月末まで

※モデル事業期間終了後は、通常価格でのサービス提供となります。

利用の流れ（既に登録している登録住宅の場合）

- ◇利用申込書の提出（記入例の通りモデル事業であることの記載）
- ◇セーフティネット住宅情報提供システムの当該物件の掲載ページを印刷して提出

利用の流れ（まだ登録していない住宅の場合）

- ◇入居予定物件が登録住宅の基準を満たすか確認
- ◇セーフティネット住宅情報提供システムに住宅登録の申請手続き
- ◇利用申込書の提出（記入例の通りモデル事業であることの記載）
- ◇セーフティネット住宅情報提供システムの当該物件の掲載ページを印刷して提出
- ◇住宅登録が完了した翌月より、月額利用料を半額にて提供

通常価格

月額利用料
1,800円（税別）

セーフティネット住宅
に登録すると

モデル事業価格

月額利用料
900円（税別）

お問い合わせ



ホームネット株式会社

03-5285-4538

セーフティネット住宅 登録住宅の登録要件

1. 面積（各住戸の床面積）

着工日	～平成8年3月31日	平成8年4月1日～ 平成18年3月31日	平成18年4月1日～ 平成30年3月30日	平成30年4月1日～
面積	15m ² 以上	17m ² 以上	20m ² 以上	25m ² 以上
台所、収納、浴室・シャワー室が共同利用の場合 ※共用部分に十分な面積を有することが必要				
面積	13m ² 以上			18m ² 以上

2. 構造

- 消防法、建築基準法に違反しないこと
- 耐震性がある（新耐震基準に適合している）

昭和56年5月31日以降に
新築工事に着手した物件は問題なし

3. 登録申請に必要な書類

- 面積と設備の概要を表示した間取図
- 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請書
- 誓約書

※申請書と誓約書は、システム上で入力が必要（印刷・押印は不要）

※旧耐震の物件（昭和56年5月31日以前に新築工事に着手した物件）については別途書類必要

4. 申請から登録までの期間

原則 約 **1** 週間